令和5年11月1日小林市経済建設部農業振興課

(趣旨)

第1条 この告示は、本市のスマート林業を推進することを目的に、市内林業事業体に対し、 本市が所有する森林整備に関する備品の貸出を行うことについて、必要な事項を定めるもの とする。

(貸出備品等)

第2条 貸出を行う備品の種類、数量は別表のとおりとする。

(貸出業者)

- 第3条 貸出を受けられるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市内に事務所を有する「宮崎県ひなたのチカラ林業経営者名簿」に登録された林業事業体かつ事業区域に本市が登録されている林業事業体
 - (2) 本市が実施する林業事業に関する契約を締結した林業事業体
 - (3) 課長が特に必要と認めた林業事業体
 - (4) 庁内各課

(貸出料及び貸出期間)

第4条 備品の貸出料及び貸出期間は別表のとおりとする。

(貸出の申請及び貸出期間延長申請)

第5条 備品の貸出を希望する林業事業体は「スマート林業推進備品貸出申請書(様式第1-1号)」により、貸出を受けようとする前日までに課長に申請しなければならない。また、貸出期間を延長するときは「貸出期間延長届(様式第1-2号)」により、貸出期間内に申請しなければならない。ただし、貸出期間満了後に他の林業事業体に貸出予定があるときは延長を認めない。

(貸出の許可及び貸出期間延長許可)

第6条 課長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出をすることが適当であると認めるときは「スマート林業推進備品貸出許可書(様式第2-1号)」により申請者に通知するものとする。また、貸出期間延長の申出があり、それを認めるときは「貸出期間延長許可書(様式第2-2号)」により申請者に通知するものとする。

(貸出備品に関する遵守事項)

- 第7条 備品の貸出を受けたもの(以下「借受人」という。)は、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 借受人は、林業事業に関すること以外に使用してはならない。
 - (2) 借受人は、第三者に転売または転貸してはならない。
 - (3) 借受人は、貸出備品の製作者(貸出備品に業者名記載)と同業者等に情報提供をしてはならない。
 - (4) 借受人は、備品に不良が確認されたときは速やかに報告しなくてはならない。また、 借受人が故意または過失により備品が損傷や紛失したときは弁償しなければならない。

(備品の返還)

- 第8条 課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であっても備品を返還させることができる。
 - (1) 借受人が許可を受けた使用の目的等に反したとき
 - (2) 課長が特に認めたとき

(罰則)

第9条 前条及び第7条による指導を受けたものが指示に従わなかったときは、以後、貸出は 行わないものとする。

(備品貸出台帳)

第 10 条 備品貸出台帳 (様式第 3 号) を備え付け、常に備品の管理状況を明らかにしておかなければならない。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第2条関係及び第4条関係)

No.	備品名	数量	セット内容	貸出料及び 期間
1	タブレット	2台	・収納箱 ・本体 ・本体ケース ・TypeC ケーブル ・TypeC 充電変換アダプター	無料 2週間以内 ※土日含む
2	スマートフォン	3台	・収納箱・本体・本体カバーストラップ付き・TypeC 変換アダプター※データ転送用	無料 2週間以内 ※土日含む
3	任意縦断検討システム (USB タイプ)	20 個	・USB フラッシュメモリ・USB カバー(接続部分)・収納ケース	無料 申請者数に より制限あり